

市町村名		吉備中央町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
定住促進課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
定住促進課	藤田 将平	0867-34-1116

2 移住専門相談員の有無

☒ 有 ・ ☐ 無

名称	氏名	連絡先
(一社) 吉備中央町移住支援センター	清水 美恵子	080-9958-4319
主な業務	・ 移住者相談対応 ・ 空き家案内、移住体験ツアー等	

3 お試し住宅の有無

☒ 有 ・ ☐ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R5年度利用件数	うち移住件数
H27	3戸	1か月単位 (継続6か月)	3件	1件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し暮らし住宅制度	町内へ移住を検討されている家族等に町内の風土や日常生活を体験できる住宅を提供しています。 ●概 要: 吉備中央町田土2695 木造平屋建 2戸 ※1号・2号共通 3DK(約62㎡) 駐車場各戸1台 吉備中央町上野2452-8 木造平屋建 1戸 ※3号 1LDK(約52㎡) 駐車場2台 ●利用期間: 1か月から6か月以内(特別な場合は延長の可能性有) ●設 備: 必要最低限の家電、家具等設置	●使用料月額: 10,000円 ※光熱水費など必要な経費は利用者負担
	お試し暮らし支援事業補助金	町内への移住を希望される方が移住活動を行うために、町内の施設に宿泊する場合等にかかる費用を補助しています。 ●対象経費: 宿泊した期間の基本宿泊料金(食事料金等は除く)	●金額 対象経費から1,000円/泊を控除した額 (上限7泊分)
起業	創業支援事業補助金	町内において新たに創業する小規模事業者に対し、事業開始に係る費用の一部を補助しています。 ●対象者 ・町内に主たる事業所を置いて、小規模事業者として創業する者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・吉備中央町商工会の指導を受けた事業計画を作成していること ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること ・町税等の滞納が無いこと ・吉備中央町に住所を有する者、または、創業後6か月以内に本町に住民登録、もしくは、外国人登録を有することができる者 ・吉備中央町商工会会員へ加入する者、または、加入を予定する者 ・補助事業が完了した日の属する年度、および、次年度以降5年間、本町に住所を有する者 ●対象事業 ・事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等	●金 額 補助対象額の3分の2以内の額 (上限100万円)
	事業継承支援補助金	町内で事業継承する後継者となる小規模事業者に対し、事業継承時に係る費用の一部を補助しています。 ●対象者 ・小規模事業者である者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること ・町税等の滞納が無いこと ・吉備中央町に住所を有する者、または、事業継承後6か月以内に本町に住民登録、もしくは、外国人登録を有することができる者 ・吉備中央町商工会会員へ加入する者、または、加入を予定する者 ・補助事業が完了した日の属する年度、および、次年度以降5年間、本町に住所を有する者 ●対象事業 ・事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等	●金額 補助対象額の3分の2以内 (上限50万円)

	農家民宿宿舎整備費等補助金	新たに農家民宿を開業する方へ開業開始に係る費用の一部を補助しています。 ●対象者 ・町内で農家民宿等を開業する人、目指す人で、町税等の滞納の無い者 ・農家民宿推進協議会に加盟する者、又は加盟を予定する者 ・簡易宿所若しくは旅館の営業許可を得た、又は得る予定の者 ●対象事業 ・簡易宿所又は飲食店の営業許可取得に必要な施設の整備や家屋等の改修等 ・客室のほか、便所、浴室、廊下等共有場所の改修 ・農家民宿で共通して設置している釜の整備	●金額 対象経費の 1/2以内の額(上限50万円)
就職	移住支援金	東京圏から吉備中央町に移住し、要件を満たす場合に補助金を交付 ●対象者 ・移住直前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から東京23区へ通勤していた者 ●要件 ・地域の中小企業へ就業または、地域で社会的起業等を実施(※岡山県における本事業のマッチングサイトやマッチング拠点を活用すること) ・その他、交付要件あり	●金額 ・単身で移住した世帯:60万円 ・2人以上で移住した世帯:100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算
就農	農業実務研修事業	1か月間の体験研修を終了後、農業公社において2年間の実務研修(栽培管理技術の習得等)を受けることができます。 ●対象:ピオーネ ●要件:自己資金を有し、将来にわたって専業で農業経営を行う55歳未満の方(新規就農者育成総合対策(就農準備資金)受給者は、就農後5年以内に認定就農者になることが必要) ●住居:研修期間中は、月額1万円の新規就農者用住宅有り	●研修費 月額 150,000円(年額180万円)を最長2年間支給
住宅	住みたいまち定住奨励金	吉備中央町への若者の定住を促進し、明るく活気にあふれる町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付しています。 ◇住宅取得奨励金 町内に住宅を新築し、定住の意思を持って居住される方に奨励金を交付しています。 ●対象者 ・申請時の年齢が50歳以下の方 ・町内に自らが居住するための住宅を新築された方 ●要件 ・住宅の延べ床面積が50㎡以上で、玄関、台所、便所、浴室、居室を有し、住居として利用上の独立性を有すること ・併用住宅の場合は、住居部分の面積が1/2以上であること ・住宅が共有名義の場合は、対象者の持分割合が1/2以上であること ●申請期限 対象住宅の新築年月日(登記事項証明書記載)から1年間 *分譲地…吉備高原都市住区又はハートフルタウン *子育て世帯…中学生以下の子どもを養育する親がいる世帯	●金額 ・分譲地…基本額100万円 ・分譲地以外…基本額60万円 ・子育て世帯または婚姻後10年以内の夫婦…加算額20万円 (併用住宅・共有名義の場合) 基本額に居住用部分の面積割合、申請者の持分割合を乗じた額(1千円未満切捨て)
		◇民間賃貸住宅入居奨励金 町内の民間賃貸住宅に定住の意思を持って居住する場合に奨励金を交付しています。 ●対象者 ・子育て世帯…中学生以下の子どもを養育する親がいる世帯 ・新婚世帯…夫婦いずれかが40歳以下、婚姻日から1年以内の世帯 ●要件 ・民間賃貸住宅(公的住宅等を除く)の賃貸借契約を締結すること ・契約期間が1年以上	●金額 家賃3カ月分の金額(上限24万円)
	空き家リフォーム事業補助金	空き家(居住の用に供する部分)のリフォーム(機能向上のための修繕工事及び設備改善)にかかる費用を補助しています。 ●要件 ・町内の建築業者等が主たる施工業者(元請業者)であること ・事前申請(空き家の購入又は賃貸契約後、1年以内に申請すること) ・対象工事に要する経費が30万円以上	●金額 対象経費の 3/10以内(上限50万円)
	空き家バンク登録住宅購入補助金	空き家バンクに物件登録している空き家の購入にかかる費用を補助しています。 ●対象経費 ・空き家バンクに登録された住宅及びその住宅の土地(倉庫、車庫、農地や山などを除く)の購入費用 ※申請期限は住宅購入の日から1年間	●金額 対象経費の 1/10以内(上限30万円)

住宅	住宅リフォーム事業費補助金	町内に住所を有する者等が自己所有し、居住(予定含む)する住宅等の居住部分の改築にかかる費用を補助しています。 ●対象者 ・吉備中央町に住所を有する者、又は交付対象工事完了までに町内に住所を有することができる者 ・納期の到来した町税等を完納している者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・過去においてこの補助金の交付を受けていない者 ●要件 ・補助対象者が現に所有し、かつ居住している、又はリフォーム完了後3か月以内に居住する予定の住宅であること。 ・店舗等との併用住宅は、居住部分であること ・台所、浴室、便所の全ての設備があること、又はリフォーム後設けること ・過去10年以内においてこの補助金の交付を受けていない住宅であること ・補助対象経費の総額が20万円以上であること ・町内に本社がある法人、または町内に住所がある個人の建築業者が主たる施工業者であること (町外業者への下請け割合が50%を超えていないこと)	●金額 対象経費の 1/10以内(上限20万円)
	空き家片付け事業補助金	空き家バンクに物件登録している空き家(登録物件)の片付けを行う際にかかる費用を補助しています。 ●対象経費 ・空き家の片付けに要する経費(消耗品費、燃料費、手数料、委託料、使用料等) ※事前申請(交付決定前に実施した事業は対象となりません) ※店舗や事業等の用途に係るものを除きます。	●金額 対象経費の 1/2以内(上限20万円)
	宅地分譲購入補助金	住宅を新築する目的でハートフルタウン分譲地を購入した方に補助金を交付しています。※住宅取得奨励金と重複可 ●要件 ・延べ床面積が50㎡以上の住宅 ・分譲後3年以内に住宅の建築に着手	●金額 分譲価格に 30%を乗じて得た額(1,000円未満切捨)
子育て	小児等医療費助成制度	子どもを健全に育成するため対象者の保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成しています。 ●対象者 0歳から満18歳までの方(満18歳に達した方は、その年度の3月31日まで)※婚姻している方、社会保険加入者本人を除く	※対象者の方は、原則として 無料で保険診療が受けられます。
	子育て世帯応援金	子育てを地域全体で応援しています。子ども達の健やかな成長を願い、出産、育児に係る応援金を支給しています。 ●対象者 出生した子を養育している父又は母で、新生児の出生日現在において、町内に居住し、住民登録があり、出生後も新生児とともに引き続き10年以上本町に定住する意志をお持ちの方(受給資格者と生計を一にする方の町税等の滞納が無い方)	●金額 ・第1子…100万円 (出生時:30万円、3歳到達時:20万円、小学校入学時:50万円※3歳到達時と入学時は出生時受給された方が対象) ・第2子以降…30万円
	高校生通学費等補助金	高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、通学費等にかかる費用を補助しています。 ●対象経費 ◇バス、電車通学費補助金 通学する高等学校等までの区間のバス通学定期券、バスカード、回数券又は電車通学定期券の購入費用(交通系ICカードへのチャージ利用を含む) ◇寮費補助金 通学する高等学校等が設置する寮の費用 ◇アパート等賃貸費補助金 通学を目的として、アパート等を借りている場合の賃貸費用 ※通学する高等学校等までの間を路線バス又は電車にて通学することができない場合に限る。	●金額 ◇バス、電車通学費補助金 定期券等購入費用の 1/2の額(100円未満切捨) ◇寮費補助金 寮の費用の1/2の額(100円未満切捨) * 上限6,000円/月 ◇アパート等賃貸費補助金 アパート等の賃貸費用の1/2の額(100円未満切捨) * 上限6,000円/月
	町営塾(Ki+ キイト)	中学生を対象に基礎学力の向上等を目的として公営塾を開設しています。 ●教科:英語、数学 ●開催日時:月曜日～金曜日 16時～ ※部活動等により変更有り (夏季18時～、冬季17時～、水曜日のみ15時～)	●料金 週1回 : 1,500円/月額 週2回 : 3,000円/月額
	育英資金(奨学金)貸付	町内に在住し、勉強意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な学生に対して無利子で奨学金の貸付を行っています。 ※ただし、選考基準があります。	●貸付額 高等学校等 奨学金 (学 費) 月額 20,000円 (通学費) 月額 15,000円 その他(大学等)奨学金 (学 費) 月額 30,000円
その他	住みたいまち定住奨励金	定住の意思を持って、町外から本町にU・Iターンで転入した世帯(方)に対して、地域での活躍をお祈りし奨励金を交付しています。 ※就業奨励金と重複不可 ●要件 ・町内に居住し、事業所等に就業していること ・申請年度の4月1日現在50歳以下の方 ・一時的な転入(転勤)や婚姻等による転入でないこと ・申請期限は転入日から1年間	●金額 ・交付対象者のみの場合(単身)3万円 ・同居者がいる場合(複数)5万円 ※同居の子ども(中学生以下)1名につき3万円を加算